

兵庫県公報

平成22年3月5日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | |
|--|-----|
| 人事委員会規則 | ページ |
| ○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 | 1 |
| 人事委員会告示 | |
| ○ 職員の給与に関する実施規程及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程 | 10 |

公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、職員の給与に関する規則等で定めるとされている事項等について、所要の改正を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月5日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

- 第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
第35条第3項中「当り」を「当たり」に改め、同条に次の2項を加える。
7 前項の規定にかかわらず、条例第22条第5項（子育て支援規則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給される超過勤務手当のうち、条例第22条第2項（子育て支援規則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定により支給されるものとした場合の超過勤務手当の額を減じた額の支給については、勤務した月の翌々月の給料の支給日までに支給するようにしなければならない。
8 職員が勤務時間条例第11条の3第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る前項の規定の適用については、同項中「勤務した月の翌々月」とあるのは、「勤務時間条例第11条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。
第37条の2第2項中「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）」を「子育て支援条例」に改める。
（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）
第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
第43条の3第2項中「職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）」を「子育て支援条例」に改める。
別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款第19条の4第2項第1号の職員の項1級の目中「31,500円」

を「31,200円」に改め、「13号給31,278円」を削り、同款第19条の4第2項第2号の職員の項1級の目中「21,000円」を「20,800円」に改め、「13号給20,852円」を削り、同款第19条の4第2項第3号の職員の項1級の目中「10,500円」を「10,400円」に改め、「13号給10,426円」を削る。

(職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正)

第3条 職員等の寒冷地手当に関する規則(昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表中春来小学校の項を削る。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条の9」を「第9条の10」に改める。

第9条の9の次に次の1条を加える。

(超勤代休時間の指定)

第9条の10 条例第11条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める期間は、職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号。以下「職員給与条例」という。)第22条第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間にかかる月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第11条の3第1項の規定に基づき超勤代休時間(同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第13条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における職員給与条例第22条第5項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第5項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 職員給与条例第22条第2項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)第3条第1項(育児休業法第17条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員給与条例第22条第2項ただし書又は第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 職員給与条例第22条第2項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第11条の3第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。

5 任命権者は、超勤代休時間の指定に関しては、職員の希望を尊重するとともに、条例第11条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

6 超勤代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第11条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「勤務日等(休日を除く。)」について行わなければならない。」を「勤務日等(条例第11条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等(以下「超勤代休時間指定勤務日等」という。)及び休日を除く。)」について行わなければならない。」に、「勤務日等(休日を除く。)」について行うことができる。」を「勤務日等(超勤代休時間指定勤務日等及び休日を除く。)」について行うことができる。」に改める。

第17条第4号カ中「環境美化」を「環境美化・環境保全」に改め、同号に次のように加える。

キ アからカまでに掲げる活動のほか、国、地方公共団体又は公共的団体が行う地域づくりに係る活動

のうち、人事委員会が認める活動

第17条第5号、第16号及び第17号中「週休日」の次に「、条例第11条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等」を加える。

第20条中「第17条第1項第6号」を「第17条第6号」に改める。

第21条中「第17条第1項各号」を「第17条各号」に改める。

第23条第2項中「第17条第1項第6号」を「第17条第6号」に、同条第3項中「第17条第1項第7号」を「第17条第7号」に改める。

第27条中「第17条第1項第16号」を「第17条第16号」に改める。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第5条 職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表県職員給与条例第22条第2項の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------|----------|---|
| 県職員給与条例第22条第5項 | 第2項及び第3項 | 第2項(職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) |
| 県職員給与条例第22条第6項 | 要しない | 要しない。ただし、当該時間が職員の子育て支援に関する規則第3条第1項の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、人事委員会が定める勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする |

第5条を次のように改める。

(育児休暇)

第5条 育児休暇の単位は、次の各号に掲げる育児休暇の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。

- (1) 条例第23条第1項第1号の育児休暇 1日
- (2) 条例第23条第1項第2号の育児休暇 30分

2 条例第23条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定めるものは、子の満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから1年を経過しない児童とし、同号の人事委員会規則で定める特別休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)第17条第8号に掲げる特別休暇とする。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間
 - ア 当該子の看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)
 - イ 当該子に健康診査(母子保健法(昭和40年法律第41号)に規定する健康診査をいう。)、健康診断(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する健康診断をいう。))又は予防接種等を受けさせる際の世話
 - ウ 当該子が在籍する学校又は保育施設等が実施する入学式、卒業式又は授業参観への出席
 - エ 感染症(学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症をいう。)の予防のため、当該子が在籍する学校又は保育施設等の全部又は一部が臨時に休業となった場合の当該子の世話

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(給料に関する経過措置)

- 2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第42号。以下「改正条例」という。）附則第4項第1号に規定する改正後の給与条例又は改正後の教育職員条例の規定によりその者が受ける給料月額を同日においてその者が受けていた給料月額で除して得た割合に小数点以下4位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 この項から附則第9項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 切替日 この規則の施行の日をいう。
 - (2) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない職員の給与に関する規則（以下「職員給与規則」という。）別表第1から別表第4まで又は公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「教員給与規則」という。）別表第1から別表第3までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職への異動をいう。
 - (3) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級をいう。
 - (4) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
 - (5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
 - (6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年兵庫県条例第6号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育休法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第16条に規定する病気休暇又は勤務時間条例第18条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
 - カ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年兵庫県条例第45号）により派遣されていた期間
 - キ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間
 - (7) 復職時調整 職員給与規則第19条の5、教員給与規則第18条の4、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年兵庫県人事委員会規則第5号。以下「派遣規則」という。）第5条、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第3条又は職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第9条の規定による号給の調整をいう。
 - (8) 人事交流等職員 切替日以降に、国及び他の地方公共団体の公務員、公庫等職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。
- 4 改正条例附則第4項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
 - (2) 切替日以降に基準級より上位の職務の級に昇格をした職員
 - (3) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - (4) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
 - (5) 切替日前に地方公務員育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員であって、切替日の前日以降に育児短時間勤務（地方公務員育休法第17条の規定による短時間勤務を含む。次項において「育児短時間勤務等」という。）を終えた職員
 - (6) 切替日以降に育児短時間勤務を始めた職員
 - (7) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）
 - (8) 平成20年4月1日から切替日の前日までの間に職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第14号）第6項から第8項までの規定による給料（以下「平成20年改正条例附則による給料」という。）を支給される職員でなくなった職員
 - (9) 切替日以降に改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員

- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前項第8号及び第9号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）並びに第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。））に同項第8号又は第9号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。
- (1) 切替日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合に、職員給与規則第15条又は教員給与規則第14条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成20年改正条例附則による給料を含む。）に、当該職務の級及び号給の減額率（職務の級及び号給に対応する附則別表の減額率欄に定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額
 - (2) 切替日以降に基準級より上位の職務の級に昇格をした場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該昇格後の職務の級に昇格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より上位の職務の級への昇格を2回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの昇格を順次したものとした場合）に、職員給与規則第13条又は教員給与規則第12条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成20年改正条例附則による給料を含む。）に当該職務の級及び号給の減額率を乗じて得た額
 - (3) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、職員給与規則第14条又は教員給与規則第13条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成20年改正条例附則による給料を含む。）に当該職務の級及び号給の減額率を乗じて得た額
 - (4) 切替日以降に切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に職員給与規則第19条の5、教員給与規則第18条の4、派遣規則第5条、公益的法人等派遣規則第3条又は子育て支援条例第9条の規定の例により同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の給料月額に相当する額（平成20年改正条例附則による給料を含む。）に当該職務の級及び号給の減額率を乗じて得た額
 - (5) 切替日前に育児短時間勤務を始めた職員であつて、切替日の前日以降に育児短時間勤務等を終えた場合切替日の前々日に育児短時間勤務等を終えたものとした場合に、切替日の前日にその者が受けることとなる給料月額（平成20年改正条例附則による給料を含む。）に同日においてその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給の減額率を乗じて得た額
 - (6) 切替日以降に育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（平成20年改正条例附則による給料を含む。）に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給の減額率を乗じて得た額
 - イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（平成20年改正条例附則による給料を含む。）に同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給の減額率を乗じて得た額
 - (7) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額
- 6 改正条例附則第4項第1号の人事委員会規則で定める職員は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給が人事委員会で定める職務の級及び号給に該当する職員とし、人事委員会規則で定める割合は、他の職員との均衡を考慮して人事委員会が定める割合とする。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月

額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

8 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に附則第4項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同項又は前項の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第5項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第6項の規定による給料として支給する。

9 改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料の支給について、附則第2項から前項までの規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成19年兵庫県人事委員会規則第1号)の一部改正)

10 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成19年兵庫県人事委員会規則第1号)附則第7項中「当該各号に定める額」を「当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」に改め、第1号から第10号までを次のように改める。

(1) 施行日の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員(同日において占めていたこの規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する別表に掲げる支給範囲に係る同表の支給割合欄に定める支給割合(以下「旧職員支給割合」という。)に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職並びに改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「旧教員給与規則」という。)第33条第1項の表に掲げる支給区分に係る同表の支給割合欄に定める支給割合(以下「旧第1項教員支給割合」という。)に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職及び旧教員給与規則第33条第2項各号に掲げる職に係る同項各号に定める支給割合(以下「旧第2項教員支給割合」という。)に相当する新教員給与規則第33条第2項各号に掲げる区分に対応する同項各号に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当に減額率(同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給(看護職給料表又は警察職給料表の適用を受ける職員にあっては、同日に職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第14号)附則第2項又は第3項の規定の例によるものとした場合にその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給とし、高等学校教育職給料表又は中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、同日に職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第59号)附則第2項及び第3項の規定の例によるものとした場合にその者が属することとなる職務の級及び受けることとなる号給とする。)に対応する職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成22年兵庫県人事委員会規則第1号)附則別表の減額率欄に定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た額

(2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分相当職員(旧職員支給割合より高い支給割合に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職並びに旧第1項教員支給割合より高い支給割合に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職及び旧第2項教員支給割合より高い支給割合に相当する同条第2項各号に掲げる区分に対応する同項各号に掲げる職を占める職員をいう。第3号、第6号及び第7号において同じ。)で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当を超えることとなるもの(同日に旧職員支給割合より高い支給割合に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分並びに旧第1項教員支給割合より高い支給割合に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分及び旧第2項教員支給割合より高い支給割合に相当する同条第2項各号に掲げる区分(以下「旧支給割合より上位の新区分」という。)を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。) 同日に旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当に減額率を乗じて得た額

(3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当に達しないこととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当に減額率を乗じて得た額

(4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員(旧職員支給割合より低い支給割合に相当する新管理職手当規則

別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職並びに旧第1項教員支給割合より低い支給割合に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職及び旧第2項教員支給割合より低い支給割合に相当する同条第2項各号に掲げる区分に対応する同項各号に掲げる職を占める職員をいう。第8号において同じ。) 同日に旧職員支給割合より低い支給割合に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分並びに旧第1項教員支給割合より低い支給割合に相当する新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分及び旧第2項教員支給割合より低い支給割合に相当する同条第2項各号に掲げる区分(以下「旧支給割合より下位の新区分」という。)を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当に減額率を乗じて得た額

- (5) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当に減額率を乗じて得た額
- (6) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当を超えることとなるもの(同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。) 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より上位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当に減額率を乗じて得た額
- (7) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、上位区分相当職員で、かつ、定額化後の管理職手当が同日にその者が受けていた管理職手当に達しないこととなるもの 同日にその者が受けていた管理職手当に減額率を乗じて得た額
- (8) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より下位の新区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当に減額率を乗じて得た額
- (9) 施行日以後に新たに改正後の職員給与条例第17条の3及び改正後の教員給与条例第20条の規定により管理職手当を支給する職を占めることとなった職員で、定額化後の管理職手当が施行日の前日に新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合並びに新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に相当する旧第1項教員支給割合及び同条第2項各号に掲げる区分に相当する旧第2項教員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当を超えることとなるもの(同日に新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合並びに新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に相当する旧第1項教員支給割合及び同条第2項各号に掲げる区分に相当する旧第2項教員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当が定額化後の管理職手当を超えることとなる職員を除く。) 同日に新管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に相当する旧職員支給割合並びに新教員給与規則第33条第1項の表の区分欄に掲げる区分に相当する旧第1項教員支給割合及び同条第2項各号に掲げる区分に相当する旧第2項教員支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当に減額率を乗じて得た額
- (10) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額

附則別表

| 給料表 | 職務の級 | 号給 | 減額率 |
|-----|------|-------------|-----------|
| | 特10級 | 1号給から21号給まで | 100分の99.7 |
| | 10級 | 1号給から45号給まで | 100分の99.7 |
| | 9級 | 1号給から49号給まで | 100分の99.7 |
| | 8級 | 1号給から65号給まで | 100分の99.7 |
| | 7級 | 1号給から81号給まで | 100分の99.8 |

| | | | |
|-----------------|--------|---------------|--------------|
| 行政職給料表 | 6 級 | 1 号給から93号給まで | 100分の99.8 |
| | 5 級 | 1 号給から89号給まで | 100分の99.8 |
| | 4 級 | 17号給から113号給まで | 100分の99.8 |
| | | 13号給から16号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から12号給まで | 100分の100 |
| | 3 級 | 29号給から89号給まで | 100分の99.8 |
| | | 25号給から28号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から24号給まで | 100分の100 |
| | 2 級 | 61号給から93号給まで | 100分の99.8 |
| | | 57号給から60号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から56号給まで | 100分の100 |
| | 研究職給料表 | 5 級 | 1 号給から65号給まで |
| 4 級 | | 1 号給から77号給まで | 100分の99.7 |
| 3 級 | | 1 号給から93号給まで | 100分の99.8 |
| 2 級 | | 37号給から97号給まで | 100分の99.8 |
| | | 33号給から36号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から32号給まで | 100分の100 |
| 1 級 | | 61号給から109号給まで | 100分の99.8 |
| | | 57号給から60号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から56号給まで | 100分の100 |
| 医師・歯科医師職 給料表 | 4 級 | 1 号給から73号給まで | 100分の100 |
| | 3 級 | 1 号給から81号給まで | 100分の100 |
| | 2 級 | 1 号給から85号給まで | 100分の100 |
| | 1 級 | 1 号給から65号給まで | 100分の100 |
| 看護職給料表 | 7 級 | 1 号給から57号給まで | 100分の99.7 |
| | 6 級 | 1 号給から69号給まで | 100分の99.8 |
| | 5 級 | 1 号給から105号給まで | 100分の99.8 |
| | 4 級 | 9 号給から137号給まで | 100分の99.8 |
| | | 5 号給から 8 号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から 4 号給まで | 100分の100 |
| | 3 級 | 21号給から137号給まで | 100分の99.8 |
| | | 17号給から20号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から16号給まで | 100分の100 |

| | | | | |
|-------------|-------------|---------------|---------------|-----------|
| | 2 級 | 45号給から165号給まで | 100分の99.8 | |
| | | 41号給から44号給まで | 100分の99.9 | |
| | | 1号給から40号給まで | 100分の100 | |
| | 1 級 | 61号給から177号給まで | 100分の99.8 | |
| | | 57号給から60号給まで | 100分の99.9 | |
| | | 1号給から56号給まで | 100分の100 | |
| 警察職給料表 | 9 級 | 1号給から53号給まで | 100分の99.7 | |
| | 8 級 | 1号給から77号給まで | 100分の99.7 | |
| | 7 級 | 1号給から93号給まで | 100分の99.8 | |
| | 6 級 | 1号給から101号給まで | 100分の99.8 | |
| | 5 級 | 1号給から105号給まで | 100分の99.8 | |
| | 4 級 | 21号給から137号給まで | 100分の99.8 | |
| | | 17号給から20号給まで | 100分の99.9 | |
| | | 1号給から16号給まで | 100分の100 | |
| | 3 級 | 37号給から157号給まで | 100分の99.8 | |
| | | 33号給から36号給まで | 100分の99.9 | |
| | | 1号給から32号給まで | 100分の100 | |
| | 2 級 | 49号給から165号給まで | 100分の99.8 | |
| | | 45号給から48号給まで | 100分の99.9 | |
| | | 1号給から44号給まで | 100分の100 | |
| | 1 級 | 57号給から133号給まで | 100分の99.8 | |
| | | 53号給から56号給まで | 100分の99.9 | |
| | | 1号給から52号給まで | 100分の100 | |
| | 大学教育職給料表 | 4 級 | 1号給から89号給まで | 100分の99.7 |
| | | 3 級 | 1号給から109号給まで | 100分の99.7 |
| | | 2 級 | 17号給から105号給まで | 100分の99.8 |
| | | | 13号給から16号給まで | 100分の99.9 |
| 1号給から12号給まで | | | 100分の100 | |
| 1 級 | | 37号給から129号給まで | 100分の99.8 | |
| | | 33号給から36号給まで | 100分の99.9 | |
| | 1号給から32号給まで | 100分の100 | | |
| | 5 級 | 1号給から57号給まで | 100分の99.7 | |
| | 4 級 | 1号給から93号給まで | 100分の99.7 | |

| | | | |
|----------------|-------------------|---------------|--------------|
| 高等学校教育職 給料表 | 3 級 | 5 号給から121号給まで | 100分の99.8 |
| | | 1 号給から 4 号給まで | 100分の99.9 |
| | 2 級 | 49号給から169号給まで | 100分の99.8 |
| | | 45号給から48号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から44号給まで | 100分の100 |
| | 1 級 | 57号給から169号給まで | 100分の99.8 |
| | | 53号給から56号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から52号給まで | 100分の100 |
| | 中学校・小学校 教育職給料表 | 5 級 | 1 号給から32号給まで |
| 4 級 | | 5 号給から113号給まで | 100分の99.7 |
| | | 1 号給から 4 号給まで | 100分の99.8 |
| 3 級 | | 5 号給から125号給まで | 100分の99.8 |
| | | 1 号給から 4 号給まで | 100分の99.9 |
| 2 級 | | 49号給から173号給まで | 100分の99.8 |
| | | 45号給から48号給まで | 100分の99.9 |
| | | 1 号給から44給まで | 100分の100 |
| 1 級 | | 57号給から113号給まで | 100分の99.8 |
| | | 53号給から56号給まで | 100分の99.9 |
| | 1 号給から52号給まで | 100分の100 | |

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月 5 日

兵庫県人事委員会
委員長 中 瀬 憲 一

兵庫県人事委員会告示第 1 号

職員の給与に関する実施規程及び職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第 3 号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第12条の 2 第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 勤務時間条例第11条の 3 第 1 項に規定する超勤代休時間

第21条中「及び第 4 項」を「、第 4 項及び第 5 項」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 勤務時間条例第11条の 3 第 1 項の規定により同項に規定する超勤代休時間を指定された職員について、超過勤務手当の額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 勤務時間条例第10条第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた日後に規則第3条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあった職員に対して、勤務時間条例第11条の3第1項の規定により同項に規定する超勤代休時間（以下「超勤代休時間」という。）を指定する場合の超過勤務手当の額の算定に当たっては、条例第22条第6項に規定する超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間については、条例第22条第5項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間から順次超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あったときは、同項の規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間から順次当該超勤代休時間の支給に係る時間とされたものとする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の9の次に次の1条を加える。

（超勤代休時間の指定）

第3条の10 規則第9条の10第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。

2 条例第11条の3第1項の規定に基づく超勤代休時間の指定は、超勤代休時間指定簿により、その指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月の翌月の末日までに行うものとする。ただし、任命権者が別に定める場合においては、この限りでない。

3 超勤代休時間指定簿の様式は、別紙様式第3のとおりとする。ただし、別紙様式第3の様式に記載することとされている事項がすべて含まれている場合には、任命権者は、別に様式を定めることができる。

4 超勤代休時間指定簿は、一の超勤代休時間ごとに1部作成するものとする。ただし、必要に応じて、複数の超勤代休時間について同一の超勤代休時間指定簿によることができる。

第7条第1項中「第17条第1項」を「第17条」に改め、同条第2項中「第17条第1項第4号」を「第17条第4号」に改め、同条第3項中「第17条第1項第16号」を「第17条第16号」に改め、同条第4項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第5項中「第17条第1項第16号」を「第17条第16号」に、「第17条第1項第9号から第11号まで及び第16号」を「第17条第16号」に改め、同条第6項中「第17条第1項第4号」を「第17条第4号」に、「同項第16号」を「同条第16号」に改める。

第10条第3項中「第17条第1項第4号」を「第17条第4号」に、「別紙様式第3」を「別紙様式第4」に改める。

第11条第1項中「別紙様式第4」を「別紙様式第5」に改める。

別紙様式第4を別紙様式第5とし、別紙様式第3を別紙様式第4とし、別紙様式第2の次に次の1様式を加える。

別紙様式第 3 (第 3 条の10関係)

超 勤 代 休 時 間 指 定 簿

所 属 _____

氏 名 _____ 印

超勤代休時間を指定する日、当該超勤代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該超勤代休時間を指定する時間等

・ 超勤代休時間を指定する日 年 月 日

・ 当該超勤代休時間を指定する日の正規の勤務時間

_____ : _____ ~ _____ : _____ _____ : _____ ~ _____ : _____

・ 当該超勤代休時間を指定する時間

_____ : _____ ~ _____ : _____ _____ : _____ ~ _____ : _____

(年次休暇の時間)

_____ : _____ ~ _____ : _____ (時間)

上記のとおり指定する。

| | | |
|-----|--|--|
| 決定印 | | |
| | | |

(所属整理欄)

- 4 時間
- 7 時間 4 5 分
- 時間 分

〔年次休暇※に連続して指定する場合〕



| 指定に代えようとする超過勤務の時間数 | 規第9条の10第2項 | | | 超過勤務を行った月 |
|--------------------|------------|---------|---------|-----------|
| | 第1号 | 第2号 | 第3号 | |
| | 時間 | 時間 | 時間 | 月 |
| 時間 | 時間 | 時間 | 月 | |
| 換算率 | ×25/100 | ×50/100 | ×15/100 | |

※ 年次休暇の時間

_____ : _____ ~ _____ : _____ (時間)

附 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。